

協議会名	設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は管 理する事業を行う管理 業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円 滑な入居の促進に資する 活動を行う者、学識経験 者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
東京都 居住支援協議会	2014年 6月 25日	住宅政策本部民間住宅部長 福祉局企画部政策推進担当部長	東京都の指定を受けた 居住支援法人 全法人 (参加意向に係る回答 のあった67法人)	(公社)東京都宅地建物 取引業協会 (公社)全日本不動産協 会 東京都本部	(公社)東京共同住宅協 会 (NPO)日本地主家主 協会 (公財)日本賃貸住宅 管理協会(※居住支援 法人指定団体) (独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 東京都住宅供給公社	(一財)高齢者住宅財団 (社福)東京都社会福祉 協議会 (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター	47区市村(※ 年度初めに都 内区市町村に オブザーバー 参加意向調査 を実施)	会則設置	1 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の収集及び提供その他の区市町村の居住支援協議会の活動の支援に関すること 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関すること 3 その他目的達成のために必要な事業	住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課 企画調整担当	・居住支援に係る学識経験者の講演、活動事例発表等のセミナー開催(区市町村向け、居住支援・不動産関係向け) ・賃貸住宅オーナー向けSN住宅登録促進チラシの作成・配布 ・区市町村での居住支援協議会設立促進・活動支援に向けた相談、上記以外の情報提供(国の補助金申請にかかる情報提供を含む)など ・セーフティネット住宅登録促進のための登録支援業務委託 ・居住支援協議会運営に係る業務委託 ・都内区市町村居住支援協議会活動支援補助金交付事業	・地域の住宅確保要配慮者に対してきめ細かな支援を行うためには、区市町村の住宅・福祉行政と居住支援に係る民間の関係団体が連携して取り組むことが非常に重要である中、連携の実例が増えつつある。 ・広域的な立場として区市町村協議会の設立促進及び活動支援を行うことを目的に、都の居住支援協議会を設立。 ・都内居住支援協議会の設立(35区市)が進み、新たな目標(2030年度までに人口カバー率95%以上)を据えるとともに、既存協議会の活動活性化が必要。 ・構成員が増え、会の運営・準備に工夫が必要であるほか情報発信・情報共有の機会をどのように確保するか検討が必要	(例1)区市(住宅部局、福祉部局)の事業:〇〇〇住まい探し相談事業 ※区市の通常業務として相談を受けている場合、「〇〇課(事務局)が通常業務の中で住まい相談を受付」等と記載 (例2)居住支援協議会の事業:〇〇事業(〇〇への委託により実施)	(例1)常設の相談窓口を区役所・市役所に設置 (例2)〇〇不動産団体や福祉部局と連携し、〇〇相談会として年に〇回実施 (例3)〇年〇月〇日に〇〇団体と協定締結し、団体所属の不動産店で住まい探しの相談できる体制を構築 ※〇〇区市協力店登録制度(登録数 〇〇箇所、令和〇年〇月末現在) ⇒ 相談の実施頻度も記載(常時、週1回、不定期等)	(例1)区市のホームページに掲載、 (例2)定期的に発行する広報紙で案内、 (例3)案内チラシを窓口や構成員、不動産店に配布し備え付け	(例1)窓口に問い合わせがあった場合に、お住いの近所の協力不動産店を紹介。 (例2)地域の登録協力不動産店 〇〇店、ホームページで一覧表を公開するとともに独自マークを店頭に貼付し住まいの相談ができる環境を作っている。 (例3)区内居住者を対象としており、区市外からの相談に対応できない点が課題であるが、都指定の居住支援法人を紹介している。	
千代田区 居住支援協議会	2016年7月	保健福祉部福祉政策担当課長 保健福祉部在宅支援課長 環境まちづくり部住宅課長	ホームネット(株) (公財)日本賃貸住宅管理協会 (一社)全国保証機構	(公社)東京都宅地建物取引業協会第一ブロック(千代田区・中央区) (公社)全日本不動産協会千代田支部	-	(学識経験者)東洋大学福祉社会デザイン学部教授 (社福)千代田区社会福祉協議会 地域包括支援センター	-	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場に関する情報等の共有 2 住宅確保要配慮者の円滑な入居及び安心居住の支援並びに貸主及び民間賃貸住宅を管理する事業者への不安軽減等のための支援方法の協議 3 住宅確保要配慮者への居住支援の実施及び各機関の連携に関する協議 4 その他、設置目的を達成するために必要な事項の協議	保健福祉部 福祉総務課	・居住支援協議会開催 ・高齢者等住み替え相談支援業務	・他自治体と比較し、「住宅の供給量が少ない」「家賃が高額である」といった地域特性が支援策検討の足かせとなっている。 ・住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅の市場動向に関する情報等を共有するとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者への効果的な居住支援の推進を図るため設立	千代田区(保健福祉部福祉総務課)の事業:高齢者等住まい・生活支援事業 令和7年8月より高齢者等住み替え相談支援業務を居住支援法人に委託し、予約制の相談窓口を開設している。	不動産関係事業者へちらし配布、セミナーの実施。区民向けのチラシを作成し、窓口にて配布。	高齢者総合サポートセンター相談センター/地域包括支援センター麹町、神田/社会福祉協議会/区役所窓口(住宅課、福祉総務課)	・これまで潜在的だったケースが、不動産へつながるようになってきている。 ・区内物件の居住ハードルが高く、成約につながるケースが限られている。 ・高齢者以外の相談属性(低所得者や障害者等)からの相談への対応が求められている。	
港区 居住支援協議会	2024年11月	保健福祉支援部 保健福祉課長 保健福祉支援部 高齢者支援課長 保健福祉支援部 障害者福祉課長 保健福祉支援部 生活福祉調整課長 子ども家庭支援部 子ども家庭支援センター所長 街づくり支援部住宅課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会第六ブロック (公社)日本不動産協会 東京都本部港支部	-	学識経験者(教授) (社福)港区社会福祉協議会	-	要綱設置	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置に関する協議。	街づくり支援部住宅課	居住支援協議会の運営	・他自治体と比較して家賃が高いため、住宅確保要配慮者が希望する価格帯の住宅が見つからない。 ・どの居住地域においても借主を探すことに貸主が困っていないため、単身高齢者などの住宅確保要配慮者に対しての紹介できる物件が出てこない。	【民間賃貸住宅入居支援事業】 5地区総合支所の区民課にて相談及び申請受付。住宅課にて取りまとめ。居住支援法人との連携は住宅課が相談窓口。	各総合支所等が相談の入り口となり希望地域や希望家賃等の条件をヒアリングする。申請は住宅課がとりまとめ、不動産関係団体を通じて民間賃貸住宅の紹介を受け、申請者に通知する。必要に応じて居住支援法人を紹介する。	区ホームページでの周知及び事業ちらしを配布	居住支援協議会の発足後、住宅部門と福祉部門、不動産関係団体との連携が深まり、民間賃貸住宅の紹介件数が増えた。また、居住支援法人につなぐケースも増えた。	

協議会名	設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は管 理する事業を行う管理 業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円 滑な入居の促進に資する 活動を行う者、学識経験 者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
新宿区 居住支援協議会	2020年2月	【地域振興部】 ・多文化共生推進課長 【福祉部】 ・地域福祉課長 ・障害者福祉課長 ・地域包括ケア推進課長 ・高齢者支援課長 ・介護保険課長 ・生活福祉課長 ・保護担当課長 【子ども家庭部】 ・子ども家庭課長 ・男女共同参画課長 【都市計画部】 ・都市計画部長 ・住宅課長	ホームネット(株) (NPO)介護者サポート ネットワークセンター・ア ラジン (公財)日本賃貸住宅 管理協会東京都支部	(公社)東京都宅地建物 取引業協会第七ブ ロック (公社)全日本不動産 協会東京都本部新宿 支部	(NPO)日本地主家主 協会 (公財)日本賃貸住宅 管理協会東京都支部 (再掲)	学識経験者(居住支援 (住宅・福祉)に学識経験 を有する者) 新宿区民生委員・児童委 員協議会 ケアマネット新宿 新宿区介護サービス事業 者協議会 新宿区高齢者総合相談セ ンター (社福)新宿区社会福祉 事業団 (社福)新宿区社会福祉 協議会 新宿区障害者団体連絡 協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は 民間賃貸住宅の賃貸人に対 する情報提供や支援に関す ること。 2 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 の促進及び居住の安定方策 に関すること。 3 住宅確保要配慮者向け 賃貸住宅の供給に関すること。 4 その他目的達成のために 必要な事項に関すること。	新宿区 都市計画部 住宅課	居住支援協議会の運営	1 設立当初の課題 住宅確保要配慮者の民間賃 貸住宅への受け入れについ ては、区内で、特に単身高 齢者に対して、賃貸人の拒 否感が強く、住み替え相談 でも成約に至る事例は少な い。 2 設立経緯 上記の課題に対応するた めには、区と関係団体で居 住支援について、情報共有 と連携体制の強化が必要 3 協議会の設立 令和2年2月に設立 4 現在の課題 住宅確保要配慮者の入居に 対する課題を整理し、入居 促進を図るため、さらなる支 援や事業等を推進していくこ とが課題である。	新宿区(住宅部局)の事 業:住宅相談事業 居住支援協議会の事業: なし	区のホームページ、広報 紙、くらしのガイド、住宅 ガイド等に掲載。案内チ ラシを窓口で配布。	窓口での住宅相談は予 約制のため、お急ぎの方 や区役所まで来れない 方には住み替え促進協 力店を案内している。	高齢者等で町の不動産 店を回っても中々部屋が 見つからない人の相談が 多く、これらの人たちの助 けとなっている。それでも 見つからず、相談を重ね る人がいる点が課題であ る。	
文京区 居住支援協議会	2017年7月	福祉部長 福祉部地域包括ケ ア推進担当部長 福祉部福祉政策 課長 福祉部高齢福祉 課長 福祉部地域包括ケ ア推進担当課長 福祉部障害福祉 課長 福祉部生活福祉 課長 こども未来部こども 若者政策課長 保健衛生部予防 対策課長 都市計画部住環 境課長 都市計画部建築 指導課長	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会文京区支 部 (公社)全日本不動産協 会東京都本部豊島文 京支部	(NPO)日本地主家主 協会	(一財)高齢者住宅財団 (社福)文京区社会福祉 協議会 (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター (一社)全国保証機構 文京区民生委員・児童委 員協議会 文京区障害者基幹相談 支援センター 地域包括支援センター 生活困窮者自立相談支 援機関	東京都	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状 況及び民間賃貸住宅の市場 動向についての情報の共有 に関すること 2 住宅確保要配慮者の円 滑な入居及び安心居住の支 援に関すること 3 関係機関の連携に関す ること 4 その他区長が必要であ ると認めた事項	福祉部 福祉政策課 福祉住宅係	・居住支援協議会の運営	・行政、不動産関係団体、居 住支援団体等が連携し、住 宅確保要配慮の民間賃貸住 宅への円滑な入居を促進す るための情報等を関係者間 で共有するために設置した。 ・それぞれ連携を図りなが ら高齢者等の住宅に対する課 題を整理し、今後の方向性 について協議し、さらなる支 援や事業等を推進していくこ とが課題である。	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
台東区 居住支援協議会	2019年1月	福祉部長 都市づくり部長	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会第三ブ ロック (公社)全日本不動産 協会東京都本部城東 第二支部	-	台東区民生委員・児童委 員協議会 (一社)全国保証機構 (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター (社福)台東区社会福祉 協議会	-	要綱設置	(1) 住宅確保要配慮者の状 況及び民間賃貸住宅の市場 動向についての情報の共有 並びに普及啓発活動に関す る事項 (2) 住宅確保要配慮者の円 滑な民間賃貸住宅への入居 及び地域継続居住の支援並 びに貸主及び民間賃貸住宅 を管理する事業を行う者へ の不安軽減等のための支援 に関する事項 (3) 住宅確保要配慮者に関 わる各関係機関の連携に関 する事項 (4) その他、設置に関し必 要な事項	都市づくり部 住宅課 居住支援担当	・居住支援協議会、同専門部会 の開催 ・住宅確保要配慮者向けの入居 相談 ・協力不動産店登録制度 ・居住支援セミナーの開催	・設立前から、住宅確保要配 慮者の支援は区の各部署で 行っていたが、住宅の確保 が難しく、福祉関係部署や 各種団体等と連携し、支援 を行う必要があるため、協議 会を設置した。 ・区内及び外部団体との連 携強化、ネットワーク構築が 今後の課題。 ・住宅確保要配慮者向けの 物件確保が課題。	区(住宅課)の事業:住宅 確保要配慮者向けの入 居相談窓口	・常設の相談窓口を区役 所に設置。 ・区内の不動産関係団体 と連携し、住まい探しの 相談ができる体制を構 築。 ・令和3年4月1日に不動 産関係団体及び居住支 援法人と連携協定を締 結し、居住支援体制を拡 充。 ・令和5年度より、協力不 動産店登録制度を開始。	・区ホームページ及び区 広報紙への掲載。 ・案内チラシを区内関係 課、関係機関(高齢者施 設、福祉施設等窓口)に 配布し備え付け。	・区住宅課窓口で開庁時 は常時相談を受け付け、 区内の協力不動産店に 物件を照会。該当する物 件が見つかった場合に、 相談者に紹介。	・住宅確保要配慮者向け の物件を確保することが 課題であるが、相談窓口 を通じて住宅確保に結び 付いた案件もあり、一定 の効果が見られた。 ・家賃相場及び相談者の 所得の関係から、区内で の物件確保に課題があ る。

協議会名	設立 年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は管 理する事業を行う管理 業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円 滑な入居の促進に資する 活動を行う者、学識経験 者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
墨田区 居住支援協議会	2024年3月	・福祉部生活福祉課長 ・福祉部障害者福祉課長 ・福祉部高齢者福祉課長 ・福祉部副参事(相談支援担当) ・福祉部副参事(地域包括ケア推進担当) ・保健衛生部健康推進課長 ・都市計画部住宅課長	ホームネット(株) 労働者協同組合 労協センター事業団 (NPO)東京ソテリア (NPO)インクルージョンセンター 東京オレンジ (NPO)エヌフィット (NPO)自立支援センターふるさとの会 (一社)生涯現役ハウス (一財)カルチュラルライヴ (株)R65	(公社)東京都宅地建物取引業協会 第三ブロック (公社)全日本不動産協会 東京都本部 城東第二支部	独立行政法人 都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 東京都住宅供給公社	(一社)墨田まちづくり公社 (社福)墨田区社会福祉協議会 株式会社 住宅・都市問題研究所	・福祉部地域福祉課長 ・福祉部介護保険課長 ・保健衛生部保健予防課長 ・子ども・子育て支援部子育て支援課長	要綱設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に關すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に關すること。 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に關する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に關すること。 4 すみだすまい安心ネットワーク事業実施要綱(平成31年3月22日30墨都住第1289号)に基づく関係機関の連携協力に關すること。 5 前各号に掲げるもののほか、前条の設置目的を達成するために必要な事項	都市計画部住宅課居住支援担当	・居住支援協議会の開催 ・セミナー・勉強会の実施 ・SN登録住宅の確保	抱える問題が複雑化・多様化する住宅確保要配慮者に対し、各部門間の連携強化により、実効性のある支援策を提供することで、要配慮者の居住安定の確保を図る必要があった。 このため、区と関係団体で居住支援協議会を令和6年3月に設立。令和6年度から運営を開始した。	住宅課居住支援担当	住まいに関する全般的な相談は住宅課で受け付け、必要に応じて福祉部局へ取り次ぐ(逆のパターンもあり)。民間賃貸住宅を探す手助けを居住支援協議会の構成団体である不動産関係団体及び居住支援法人と連携して実施。	・区のホームページ及び区報に掲載予定。	区役所に2箇所設置 【住宅課】 ・住まいの総合相談窓口を常設 ・令和7年度から、協定を結んだ不動産協会による住宅あっせんを月1回実施。 【地域福祉課】 ・令和7年度から、自立相談支援機関に住まい相談支援員を配置。	居住支援協議会を設立したことにより、住宅部門と福祉部門との連携が強化され、生活面の支援を含めた住宅相談ができるようになった。 今後は、協力していただける不動産店や家主を開拓し、居住支援法人との連携を強化する必要がある。
江東区 居住支援協議会	2011年9月	・東京都(出席者:住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課長) ・福祉部長 ・福祉部 長寿応援課長 ・福祉部 地域ケア推進課長 ・障害福祉部長 ・障害福祉部 障害者施策課長 ・障害福祉部 障害者支援課長 ・生活支援部長 ・生活支援部 保護第一課長 ・生活支援部 生活応援課長 ・こども未来部長 ・こども未来部 こども家庭支援課長 ・都市整備部長 ・都市整備部 住宅課長	—	(公社)東京都宅地建物取引業協会第二ブロック江東区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部城東第二支部	東京都住宅供給公社 UR都市機構	江東区社会福祉協議会	—	会則設置	1 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に關すること。 2 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に關すること。 3 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給の促進に關すること。 4 その他目的達成のために必要な事業	都市整備部住宅課	・「民間賃貸住宅空き室情報提供サービス」事業の実施 ・障害者への単身生活サポート事業の実施	・事務方が必要性を鑑み体制構築を進めたことがきっかけ。 ・江東区住宅マスタープラン(平成22年3月)において形成を明示し、先進事例(愛知県、福岡市)の調査研究、庁内調整会議などを通じて検討。 ・従前の高齢者民間賃貸住宅あっせん事業の実績が低迷していたことから、民間事業者団体(宅建、全日)の協力のもと、区役所内に住宅相談窓口を設置し、官民連携によるあっせん実績増を目論んだ。 ・今後は居住支援法人との意見交換を行い、現場の声を具体的施策につなげる。	江東区(住宅部局)の事業:お部屋探しサポート事業	・平成24年5月7日に(公社)東京都宅地建物取引業協会江東区支部、(公社)全日本不動産協会東京都本部城東第二支部と協定を締結。各不動産団体と連携し、区役所でお部屋探しの相談会として毎週火曜日実施。また、各団体所属の不動産店で住まい探しの相談ができる体制を構築。 ※江東区協力不動産店登録制度(登録数 55箇所、令和8年3月末現在)	・区のホームページに掲載 ・定期的に発行する広報紙で案内 ・案内チラシを窓口や不動産店に配布し備え付け	・相談者の希望と実際の物件の家賃等の乖離 ・住宅確保要配慮者の入居困難 ・住宅部局と福祉部局との連携	
品川区 居住支援協議会	2020年2月	・都市環境部長 ・福祉計画課長 ・住宅課長 ・高齢者地域支援課長 ・障害者支援課長 ・生活福祉課長 ・子ども家庭支援センター長	—	(公社)東京都宅地建物取引業協会第五ブロック (公社)全日本不動産協会東京都本部城南支部	—	(一社)全国保証機構 (社福)品川区社会福祉協議会 品川区民生委員協議会	—	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状況および民間賃貸住宅の市場動向についての情報の共有に關すること。 2 住宅確保要配慮者に対する円滑な入居および安心して住み続けられるための支援に關すること。 3 関係機関の連携に關すること。 4 その他区長が必要と認める事項。	都市環境部住宅課居住支援係	・協議会運営支援として、課題整理や方向性等の資料作成のほか、セミナー等事業の周知資料作成等の委託を行う。 ・居住支援協議会の開催、居住支援セミナーの開催 ・ご自身で住まい探しをすることが困難な高齢者等を対象に、不動産事業者と連携した民間賃貸住宅あつ旋を行い、賃貸住宅オーナーと不動産事業者に対して協力金を支払う。 ・住み替え相談会の開催および家主向けの損害保険事業の実施 ・セーフティネット住宅/居住サポート住宅家賃低廉化補助事業の実施	【当初課題】 ・区内の住宅確保要配慮者の状況及び課題の把握 ・一元的な相談窓口の設置 【現在の課題】 ・居住支援に係る住宅部局と福祉部局の連携強化。 ・物件提供に協力いただける不動産店の新規開拓	住宅確保要配慮者入居促進事業(住宅課)	相談窓口(対象者を所管する部署) ・高齢者:高齢者地域支援課 ・ひとり親:子ども家庭支援センター ・障害者:障害者支援課 ・低所得者:品川区暮らし・しごと応援センター	・区のホームページに掲載 ・案内チラシを窓口にて配布	相談窓口(対象者を所管する部署) ・高齢者:高齢者地域支援課 ・ひとり親:子ども家庭支援センター ・障害者:障害者支援課 ・低所得者:品川区暮らし・しごと応援センター	・要配慮者の入居につながっている。 ・一方、相談者の希望と実際の物件の家賃等が乖離しており、物件情報提示をしてくれるのは登録不動産店の極一部に限られる。 ・住宅部局と福祉部局との連携

協議会名	設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について					
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う管理業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など	
目黒区 居住支援協議会	2022年5月	健康福祉部長 都市整備部長 健康福祉部健康福祉計画課長 健康福祉部福祉総合課長 健康福祉部高齢福祉課長 健康福祉部障害者支援課長 健康福祉部生活福祉課長 子ども若者部子ども若者課長 子ども若者部子ども家庭センター所長 都市整備部都市計画課長 都市整備部都市整備課長 都市整備部住宅課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会 目黒区支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部 城南支部	(NPO)日本地主家主協会	学識経験者(大学名誉教授、教授) (社福)目黒区社会福祉協議会 目黒区民生児童委員協議会 (NPO)ハートフル翔 目黒区地域包括支援センター	-	要綱設置	(1) 居住支援施策に係る意見及び検証に関すること。 (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居促進及び居住の安定に関すること。 (3) 居住支援施策に係る関係機関との連携及び情報共有に関すること。 (4) 入居促進及び居住の安定に係る周知及び啓発に関すること。 (5) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。	健康福祉部 福祉総合課	・居住支援協議会の開催、議事要旨の作成、謝礼の支出 ・周知・啓発(区ホームページ、リーフレット配付等) ・居住支援セミナーの開催	コロナ禍において、住まいの確保や就労等の複合的な課題を抱える相談が増加した。また、地域包括ケアシステムの理念を踏まえ、安定的な居住支援を行う体制が必要であった。 地域福祉団体、不動産団体、行政が一体となって住宅確保要配慮者の居住支援に関する必要な支援策について専門的な協議の場として、居住支援協議会を設立した。 区と関係団体の連携をより深め、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進等を図る。	健康福祉部福祉総合課	【直営】 「福祉の総合相談窓口(福祉のコンシェルジュ)」のうち、くらしの相談係(自立相談支援機関)が生活相談と一体的に住まいの相談支援を行うことで、ワンストップ型の相談支援体制を実施。 【委託】 必要に応じて、物件探しのための同行支援、契約時の立会い及び転居支援等を委託事業で実施。	・下記広報にて周知 ・区ホームページ ・福祉の総合相談窓口リーフレット ・啓発用リーフレット「目黒区居住支援のしおり」 ・オーナー・宅地建物取引業者向けチラシ	区役所福祉総合課 福祉の総合相談窓口(福祉のコンシェルジュ) 1か所	①住まいに関する複合的な相談窓口を明確にした。 ②住まい・医療・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築の実施に向け、福祉部局と住宅部局、地域福祉団体と不動産団体等による一体的な取り組みが開始した。	
大田区 居住支援協議会	2019年9月	人権・男女平等推進課 地域力推進課(区民協働・多文化共生担当) 高齢福祉課 地域福祉課 生活福祉課 障害福祉課 障がい者総合サポートセンター 健康づくり課 子育て支援課 事務局 建築調整課 福祉管理課	(NPO)市民福祉団体全国協議会 (社福)有隣協会	(公社)東京都宅地建物取引業協会大田区支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部城南支部	(公財)日本賃貸住宅管理協会東京都支部 (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	日本社会事業大学社会福祉学部福祉計画学科教授 (一社)全国保証機構 (社福)大田区社会福祉協議会 (株)大田まちづくり公社	-	要綱設置	(1) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び安心居住の支援に関すること。 (2) 貸主及び民間賃貸住宅を管理する事業者を行う者への不安軽減等のための支援に関すること。 (3) 住宅確保要配慮者への居住支援のための関係機関相互の連携に関すること。 (4) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の推進を目的とする啓発活動に関すること。 (5) 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場に関する情報等の共有に関すること。 (6) その他設置目的を達成するために必要な事項	まちづくり推進部 建築調整課 住宅政策担当 福祉部 福祉管理課 調整担当	住宅確保要配慮者向け居住支援施策の冊子作成 住宅確保要配慮者向け相談対応 (住宅探しの支援や協力不動産店リスト等の情報提供) 居住支援に関するセミナーや研修会の開催 居住サポート住宅認定制度 窓口・認定業務 住宅相談窓口 (各助成受付・生活支援付住まい確保事業等)	【設立経緯】 設立前から高齢者など賃貸住宅への入居が困難な住宅確保要配慮者の支援を行っていたが、住宅セーフティネット法の改正に伴い、関係団体等と連携し、住宅確保要配慮者への支援体制を構築することが求められたため設立することとなった。 【当初課題】 ・家主の不安を解消し、住宅確保要配慮者の入居を可能にするための事業を検討する(新たな見守りサービスの導入など)。 【現在の課題】 ・家主、不動産事業者に対する啓発、協力依頼および支援等のあり方について ・居住支援に係る住宅部局と福祉部局の連携強化 ・居住支援に係る支援団体の維持と開拓	住宅部局の事業:住宅確保支援事業 生活支援付すまい確保事業(高齢者世帯のみ)	令和元年度より、(株)大田まちづくり公社に窓口業務を委託し、常設の相談窓口を区役所に設置	不動産関係団体と協定締結し、団体所属の不動産店で住まい探しの相談に応じられる協力店のリストを作成 ※大田区協力不動産店リスト登録 (登録数 121店舗、令和7年3月末時点)	区のホームページに掲載 区報及び区設掲示板で案内 冊子、ガイドブック、チラシ等を窓口を設置するとともに構成員、不動産関係団体、居住支援団体や関係各課等に配布している。	窓口で対象者の相談に応じ助言を行うとともに、協力不動産店リストの提供を行っている。 協力不動産店の一覧表をホームページで公開 協力不動産店ステッカーを店頭に貼付してもらい、周知を図っている。	相談者の希望条件と実態との乖離があることから、協力店であっても断られるケースが多い 住宅確保要配慮者の相談対応に時間や手間がかかることから、協力不動産店への登録辞退の申し出が出ていることが課題 住宅相談にとどまらず、生活全般にわたる相談が寄せられるため、各関係機関との円滑な連携が課題
世田谷区 居住支援協議会	2017年3月	都市整備政策部長 保健福祉政策部長 都市整備政策部 居住支援課長、住宅課長 北沢総合支所保健福祉センター 生活支援課長、健康づくり課長、子ども家庭支援課長 烏山総合支所保健福祉センター 保健福祉課長 政策経営部 政策企画課長 保健福祉政策部 保健福祉政策課長、生活福祉課長 高齢福祉部 高齢福祉課長、介護予防・地域支援課長 障害福祉部 障害者地域生活課長、障害保健福祉課長 子ども・若者部 子ども家庭課長	ホームネット(株) (NPO)せたがや福祉サポートセンター 生活クラブ生活協同組合 (社福)大三島育徳会 アドバンスライフプランニング(株) (株)生活クラブすまいーる	(公社)東京都宅地建物取引業協会第十ブロック世田谷区支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部世田谷支部	(NPO)日本地主家主協会	(社福)世田谷区社会福祉協議会 (公財)世田谷トラストまちづくり	-	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の共有に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を目的とする啓発活動、環境整備等の取組みの計画及び実施に関すること。 3 その他区長が必要と認める事項。	都市整備政策部 居住支援課 保健福祉政策部 保健福祉政策課 (公財)世田谷トラストまちづくり 地域共生まちづくり課	・居住支援協議会部会の開催 ・居住支援協議会セミナーの開催 ・居住支援協議会パンフレットの作成 ・協力不動産店リストの作成、区ホームページでの掲載	高齢者や障害者等が住み慣れた地域で住まいを確保することが困難な現状や、家財整理等、大家が抱える不安要素から空き室の提供を控えるといった課題の解決策の検討、情報共有。 居住支援法人との連携強化(入居支援や生活支援の促進)。	住宅部局の事業: 区の外部団体である(公財)世田谷トラストまちづくりに住まいサポートセンター事業を委託。 同事業の一つとして、お部屋探しサポートを実施。	不動産団体2団体と連携し、区内の民間賃貸住宅の空き室情報を提供するサービスを対面式で行う。区内5ヶ所の地域で相談窓口を展開。	区のホームページに掲載、 区の広報紙で案内、 案内チラシを窓口で配布・備え付け	住まいサポートセンターに問合せがあった際に、下記の相談窓口開設日の午後1〜4時を案内・予約。 ①居住支援課(本庁舎) 毎週木曜日 ②各総合支所 第1〜第4火・金曜日	(効果) ・対面式による相談を、住まいサポートセンターの担当者が寄り添いながら実施することにより、高齢者等の相談者の不安感を軽減。 ・相談者と不動産団体との関係性を構築し、窓口終了後も継続した相談ができる体制の整備。 (課題) ・区不動産市場の情勢から、相談時間内に相談者の希望に沿う物件の情報提供が難しい。 ・情報提供件数や物件成約率の向上。	

都内居住支援協議会の状況一覧(令和8年3月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う管理業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
渋谷区 居住支援協議会	2023年2月	都市整備部長 福祉部長 都市整備部住宅政策課長 福祉部 地域福祉課長 高齢者福祉課長 障がい者福祉課長 生活福祉課長 生活支援課長 子ども家庭部 子ども家庭支援センター長	ホームネット(株) (株) Casa (NPO) インクルージョン センター東京オレンジ	(公社) 東京都宅地建物取引業協会第八ブロック (公社) 全日本不動産協会東京都本部渋谷支部	-	(学識経験者) 日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科教授 (株) 住宅・都市問題研究所 (社福) 渋谷区社会福祉協議会 (社福) 渋谷区社会福祉事業団 (NPO) ばれっと	-	要綱設置	・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進施策に関すること ・関係機関の連携に関すること ・ほか区長が必要であると認める事項	都市整備部住宅政策課 居住支援係	・居住支援協議会の開催 ・居住支援セミナーの開催 ・交流会、事例検討会の開催	立退きなど様々な理由により、区内で入居先が見つからない高齢者世帯等の住宅確保要配慮者に対して、各部署が協力・連携して、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るための課題検討や情報共有を行う場として設立	住宅政策課 居住支援係	・常設の相談窓口を住宅政策課にて実施 ・渋谷区高齢者等民間賃貸住宅入居支援事業協会会員名簿(登録数29店舗、令和8年4月1日現在) ・民間賃貸住宅への入居が困難な住宅確保要配慮者について、協定を締結した居住支援法人が物件探しから契約締結までの同行支援を実施 ・福祉部局で受けた住まいに関する相談案件を住宅部局で引継ぎ、支援・相談の実施	協力不動産店の名簿を区HPで公開、窓口で配布	・住宅政策課居住支援係窓口1箇所 ・協力不動産店の名簿を区HPで公開、窓口で配布	・協力不動産店名簿により、この不動産店に相談していいか不明な相談者にとって不動産店選びの目安になる。 ・住宅部局・福祉部局で連携して相談を受けることで、様々な支援や窓口に繋げることができる。
中野区 居住支援協議会	2021年3月	都市基盤部住宅課長 地域支えあい推進部地域活動推進課長 地域支えあい推進部地域包括ケア推進課長 地域支えあい推進部南部すこやか福祉センター担当課長 健康福祉部障害福祉課長 健康福祉部生活支援課長 子ども教育部子育て支援課長	ホームネット(株) (一社) ささえる手	(公社) 東京都宅地建物取引業協会第十ブロック(中野区) (公社) 全日本不動産協会東京都本部中野・杉並支部	-	(社福) 中野区社会福祉協議会 中野区民生児童委員協議会 地域包括支援センター 障害者相談支援事業所 中野区精神障害者地域生活支援センターせせらぎ 中野くらしサポート	-	会則設置	1. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援及び居住の安定確保の方策に関すること。 2. 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供や民間賃貸住宅への入居促進に関する啓発活動に関すること。 3. 住宅セーフティネット制度の周知及びセーフティネット住宅の普及促進に関すること。 4. その他目的達成のために必要な事業の実施に関すること。	都市基盤部住宅課	・総会及び事業運営部会の開催、運営等 ・関連団体との共催による定期合同相談会の開催 ・各種セミナー、勉強会の開催 ・ホームページ運用管理 ・パンフレット作成	・住宅部門と福祉部門の居住支援に関する情報共有と相互理解の促進による連携強化 ・住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅のオーナーの双方に対する情報提供と適切な支援の実施	居住支援協議会の事業：各構成団体との共催による定期合同相談会事業 住宅課が通常業務の中で、住宅確保要配慮者の住み替え支援を実施(必要に応じ福祉部局と連携)	年3回程度、居住支援協議会の構成団体(住宅部門・福祉部門)との共催で、定期合同相談会を開催することにより区民からの様々な相談を受ける機会を設ける。	・区報に掲載 ・案内チラシ、ポスターを窓口や構成団体、庁内関係各所管に配布し備え付ける。	・窓口に問い合わせがあった場合に、住まいの近隣の協力不動産店を紹介。 ・協力不動産店の所在地をホームページで公開。 ・中野区居住支援協議会ステッカーを協力不動産店頭及び構成団体窓口に貼付し住まいの相談ができる環境を作っている。	・住宅を探している相談者が、近隣の協力不動産店に気軽に相談できる。 ・住宅部門・福祉部門で連携して相談を受けることで、様々な支援や窓口に繋げることができる。
杉並区 居住支援協議会	2016年11月	保健福祉部長 都市整備部長	(株) ディスカバリー	(公社) 東京都宅地建物取引業協会第十ブロック (公社) 全日本不動産協会 東京都本部中野・杉並支部	-	(学識経験者) 横浜国立大学名誉教授 (公社) 東京都不動産鑑定士協会 (社福) 杉並区社会福祉協議会	-	会則設置	1.住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援及び居住の安定確保の方策に関すること 2.住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること 3.住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進のための空家等既存住宅ストックの利活用に関すること 4.住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動に関すること 5.その他目的達成のために必要な事業の実施に関すること	保健福祉部管理課長 都市整備部住宅課長 保健福祉部管理課庶務係長 都市整備部住宅課管理係長 都市整備部住宅課空家対策係長 都市整備部住宅課管理係主査	・居住支援協議会運営 ・高齢者等アパートあっせん事業 仲介手数料助成 ・高齢者等入居支援事業費家賃等債務保証料助成 見守りサービス 葬儀の実施 残存家財等撤去 ・高齢者等賃貸住宅改修助成事業 ・賃貸住宅供給促進事業(モデル事業)	住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への入居の促進及び民間賃貸住宅の供給の促進に関する必要な措置について協議することにより、杉並区における福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与する。	居住支援協議会の事業	平成29年4月1日公益社団法人東京都宅地建物取引業協会杉並支部、平成29年7月公益社団法人全日本不動産協会東京都本部中野・杉並支部と協定締結し、団体所属の不動産店に対して希望条件の物件の照会をできる体制を構築	・区のホームページ及び広報誌に掲載 ・案内チラシを窓口に備え付け	区住宅課窓口で開庁時は常時相談を受け付け、窓口で申請があった場合には、協定締結団体に希望物件の条件を伝え、あっせんを依頼し、加盟不動産店にて条件合致した物件を紹介。	住宅を探している相談者が、加盟不動産店にて条件合致物件があれば、不動産店を複数回らなくても希望の物件を探すことができる。 相談者に緊急連絡先がない場合、あっせんできないことが課題であるが、そのような事案に対応可能な都指定の居住支援法人を紹介している。

協議会名	設立 年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は管 理する事業を行う管理 業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円 滑な入居の促進に資する 活動を行う者、学識経験 者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
豊島区 居住支援協議会	2012年7月	都市整備部住宅・ マンション課 福祉部福祉総務 課 福祉部高齢者福 祉課 福祉部障害福祉 課	会員ではないが、登録 団体の9団体が居住支 援法人の認定を受けて いる	(公社)東京都宅地建 物取引業協会第四ブ ロック豊島区支部 (公社)全日本不動産 協会東京都本部豊島 文京支部 (公財)日本賃貸住宅 管理協会東京都支部	－	(学識経験者) 日本女子大学名誉教授 (学識経験者) 日本女子大学建築デザイ ン学部建築デザイン学科 准教授 (一社)東京都建築士事 務所協会豊島支部 (NPO)としまNPO推進協 議会 (社福)豊島区民社会福 祉協議会共生社会課 株式会社 住宅・都市問 題研究所	(左記の他、登 録団体の居住 支援団体、居 住支援法人が 参加することが ある。)	会則設置	第3条 本会は、前条の目的 を達成するために、次の事 業を行う。 一 豊島区内の空き家・空き 室・空き店舗等の有効活用 による住宅確保要配慮者へ の住まい及び居場所の提供 の促進に関すること。 二 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 の促進及び居住の安定の方 策に関すること。 三 住宅確保要配慮者又は 民間賃貸住宅の賃貸人に対 する情報の提供等の支援に 関すること。 四 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 の促進に関する啓発活動等 住宅市場の環境整備に関 すること。 五 その他目的達成のため に必要な事業。	都市整備部住宅・マン ション課 福祉部福祉総務課 NPO法人としまNPO推 進協議会 株式会社 住宅・都市 問題研究所	1. 住宅確保要配慮者の居住支 援を進める仕組みの検討 2. 住宅確保要配慮者のニーズ に応じる体制の整備 3. セーフティネット制度の普及 、としま居住支援バンクの登録 の促進及び入居支援にか けるサービスの周知 4. 普及啓発活動の推進	【設立経緯】 住宅マスタープランの重点 事業として、豊島区内の空き 家等の有効活用による住宅 確保要配慮者への住まい及び 居場所の提供の促進を行 うことを目的に設立された。 【課題】 居住支援バンクの登録が進 んでいない。また、区の事業 と重複している部分が多く、 事業の整理が必要。 【方向性】 区ではできない居住支援協 議会のネットワークを活用し た活動(普及啓発活動や区 内居住支援団体等との連携 促進)を進めていく。	居住支援協議会ではな く、豊島区として住まいに 関する相談窓口を設けて いる。	区役所内福祉総務課に 常設窓口を設置。	HPや広報で周知。	区役所に1箇所。	令和3年4月より、都市整 備部住宅課から保健福 祉部福祉総務課に住宅 相談窓口を移管したこと により、福祉部署と、入居 相談の一体的実施が可 能となった。 また、福祉サービスが必 要と思われる相談者につ いて、より適切な案内が 可能となった。
北区 居住支援協議会	2019年3月	まちづくり部長 福祉部長 子ども未来部長	－	(公社)東京都宅地建 物取引業協会第九ブ ロック (公社)全日本不動産 協会東京都本部城北 支部	－	北区民生委員児童委員 協議会 (社福)北区社会福祉協 議会 (NPO)ピアネット北 (NPO)北区精神障害者 を守る家族会飛鳥会 (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター 学識経験者(大学教授) 独立行政法人都市再生 機構 東日本賃貸住宅本 部 東京都住宅供給公社 ホームネット株式会社 NPO法人エヌフィット		会則設置	1 住宅確保要配慮者又は 民間賃貸住宅の賃貸人に対 する情報の提供等に関する こと。 2 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 の促進及び居住の安定に 関すること。 3 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 の促進に関する啓発活動 その他の住宅市場の環境 整備に関すること。 4 その他目的を達成する ために必要な事業	まちづくり部 住宅課	居住支援協議会の運営 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居 の促進に関する検討 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居 の促進に関する啓発活動 その他の住宅市場の環境 整備	(方向性) 現況を注視し、福祉部門 と連携を図り居住支援に 関する取組を進めていく。 (課題) 居住支援協議会構成員の 編成 SN住宅の確保	区住宅課の事業:お部屋 探しサポート事業「よりそ い型」、お部屋探しサ ポート事業「おしらせ型」	「よりそい型」 区の登録を受けた協力 居住支援法人(登録数6 か所、令和8年3月末現 在)を通じ、住宅確保要 配慮者の円滑な入居促 進を図っている。 「おしらせ型」 令和6年1月29日に、 区、(公社)東京都宅地 建物取引業協会第九ブ ロック、(公社)全日本不 動産協会東京都本部城 北支部で「住宅ストック の活用に係る包括連携協 定」を締結。 区の登録を受けた協力 不動産店(登録数26か 所、令和8年3月末現在) を通じ、高齢者世帯等 の円滑な入居促進を図 っている。	区ホームページ及び区 広報紙への掲載。 案内チラシを庁内関係 課、関係機関(高齢者施 設、福祉施設等窓口)に 配布し備え付け。	協力不動産店一覧を区 HPで公開、案内チラシと 依頼書を窓口で配布。 配布窓口:住宅課住宅支 援係窓口、高齢者あんし んセンター、そらまめ相 談室、くらししごと相談 センター	(課題) ・物件情報提供希望者 の状況と希望条件に乖離 があること等から、協力 不動産店であっても該 当物件を紹介してもら えないことが多い。 ・受付をする区や関係機 関の窓口で、相談対応 に多くの時間や手間を 費やす。 (効果) ・住宅部局と福祉部局 で連携して相談を受け ることにより、様々な 窓口や支援に繋げる ことができる。
荒川区 居住支援協議会	2024年7月	防災都市づくり部長 福祉部長 子ども家庭部長 福祉推進課長 地域共生推進担 当課長 生活福祉課長 高齢者福祉課長 障害者福祉課長 健康推進課長 子育て支援課長 住まい・街づくり課 長	(NPO)インクルージョ ンセンター東京オレンジ	(公社)東京都宅地建 物取引業協会第四ブ ロック	－	(社福)荒川区社会福祉 協議会 荒川区障害者基幹相談 支援センター 地域包括支援センター		会則設置	1 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入 居の促進及び居住の安 定の方策に関すること。 2 住宅確保要配慮者又は 民間賃貸住宅の賃貸人 に対する情報提供や支 援に関すること。 3 住宅確保要配慮者向 け賃貸住宅の供給に関 すること。 4 その他目的達成のため に必要な事項に関する こと。	防災都市づくり部 住まい・街づくり課	・居住支援協議会の開催 ・連絡会、事例検討会の開催 ・ホームページの更新	・福祉部局と住宅部局の 居住支援に関する情報 共有と相互理解の促進 による連携強化 ・住宅確保要配慮者及び 民間賃貸住宅のオーナー の双方に対する情報提 供と適切な支援の実施	居住支援協議会の事業	・民間賃貸住宅を探す 手助けとして、居住支 援法人と連携 ・区のHPに掲載 ・リーフレットを作製し 関係部署に配布	・住宅部局・福祉部局 の各担当部署	【効果】 居住支援協議会を設立 したことにより、住宅部 門と福祉部門に情報共 有する場ができ、住宅 相談体制の幅が広が った。 【課題】 事業の周知が行き届い ておらず、相談件数が 上がっていない。	

協議会名	設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理 する事業を行う管理 業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円 滑な入居の促進に資する 活動を行う者、学識経験 者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
板橋区 居住支援協議会	2013年7月	健康生きがい部高齢政策課 福祉部地域福祉連携課 障がい政策課 子ども家庭部子ども政策課 都市整備部住宅政策課	(株)ホットスペース東京	(公社)東京都宅地建物 取引業協会第九ブロッ ク (公社)全日本不動産協 会 東京都本部城北支 部	(NPO)日本地主家主 協会 東京都住宅供給公社 独立行政法人都市再 生機構	(学識経験者) 東洋大学教授 板橋区民生・児童委員協 議会 (社福)板橋区社会福祉 協議会 おとしより相談センター	-	設置要綱	1 住宅確保要配慮者又は 民間賃貸住宅の賃貸人に対 する情報の提供等に関する こと。 2 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 の促進及び居住の安定方策 に関する こと。 3 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 の促進に関する啓発活動に 関すること。 4 関係機関の連携に関する こと。	都市整備部 住宅政策課 住宅政策推進係	・ケース会議開催 ・居住支援セミナー開催 ・住まいの困りごとの相談及び伴 走型支援 ・協力不動産店の発掘及び管理	立退きや保証人が見つから ない等の理由により、高齢者 等が入居を拒まれるなどの 課題を踏まえ、住宅確保要 配慮者が民間賃貸住宅へ円 滑に入居でき、かつ入居後 も安心して生活を継続できる よう、民間賃貸住宅の有効 活用を図りながら、伴走型支 援を実施し、居住の安定・確 保を図る。	居住支援協議会が住ま いのお困りごとの相談窓 口【板橋りんりん住まいる ネット】を設置し、相談者 の個々の状況に応じ、入 居可能な民間賃貸住宅 情報の提供及びあっせ んから、入居後・退去に 至るまでの伴走型支援の 導入を実施。	・常設の板橋りんりん住ま いるネット窓口を設置(R 8年度より外部委託化) ①区のHPに掲載 ②リーフレットを作製し 関係部署に配布 ③関係部署が作製す る冊子への掲載	受託先(居住支援法人) 住宅部局の担当課(住宅 政策課)	【課題】 居住支援に係る相談内容が 多様化・複雑化しており、福 祉サービスや不動産取引な ど幅広く専門的な知識が必 要とされる中、区職員による 相談対応だけではきめ細や かな支援に繋がらない。 【効果】 居住支援法人に居住支援 業務を委託することで、不動 産店との効果的な連携、福 祉サービスのきめ細やかな 連携、相談者の個々の状況 に応じた伴走型支援を実施 することで、民間賃貸住宅へ の円滑な入居促進及び安定 した生活に繋がる。居住支 援業務を通じて、ケース検 討、今後の取り組みなどの 検討が可能となる。	
練馬区 居住支援協議会	2019年4月	建築・開発担当部 長 福祉部長 高齢施策担当部 長 障害者施策推進 課長 生活福祉課長 高齢者支援課長 石神井保健相談 所長 環境課長 住宅課長	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会第九ブロッ ク練馬区支部 (公社)全日本不動産協 会 東京都本部練馬支 部	-	練馬区介護サービス事業 者連絡協議会 練馬区社会福祉協議会 区立障害者地域生活支 援センター 地域包括支援センター	-	要綱設置	(1)住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 促進施策に関すること。 (2)関係機関の連携に関す ること。 (3)その他区長が必要と認 める事項	建築・開発担当部 住宅課 管理係	(1)住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居促進 施策に関する検討 (2)関係機関の連携に関する検 討	＜設立経緯＞ 設立の2018年1月から不 動産団体等と情報交換会を 6回開催し諸課題について 協議を行い、協議会設立に 至った。 ＜課題＞ (1)情報提供のみでは自ら 住まいの確保が困難な住宅 確保要配慮者については、 生活困窮者からの相談が増 加しており、きめ細やかな 支援をすることが必要 (2)情報提供事業へは多く の申込みがある一方、成約 件数は多くない。住宅確保 要配慮者の入居には、孤独 死のリスク等があることが理 由である。建物所有者の不 安や負担を軽減することが 必要。	住宅課 生活福祉課 各総合福祉事務所	・空き室物件の情報提供 事業への申込手続きの 際に行うほか、随時住宅 課職員が行っている。 ・伴走型支援では、委託 事業者が住まいや生活 の相談等を行っている。 ・生活にお困りの方の相 談窓口である生活サポ ートセンターに不動産への 同行や入居後の見守り 支援などを行う「住まいサ ポーター」を配置し、伴走 型の支援を行っている。	区ホームページへの掲 載ほか、地域包括支援セ ンターなど要配慮者が相 談のために利用する頻 度が高い施設に事業チ ラシを設置している。	住宅課窓口ほか区内4か 所の総合福祉事務所、 生活サポートセンター	・本庁舎に来庁を要せず 最寄りの総合福祉事務 所において住まい確保 支援事業の申込が可能 となった。 ・定期的に住まい確保支 援委託事業者や関係団 体との情報共有の場を設 けることで、住宅確保要 配慮者の実情等を把握 できている。
足立区 居住支援協議会	2020年12月	副区長 福祉部長 高齢者施策推進 室長 福祉まるごと相談 課長 高齢者地域包括ケ ア推進課長 都市建設部長 建築室長	-	(公社)東京都宅地建 物取引業協会第三ブ ロック足立区支部 (公社)全日本不動産 協会東京都本部城東 第一支部	-	足立区介護サービス事業 者連絡協議会 足立区民生・児童委員協 議会 独立行政法人都市再生 機構 (社福)足立区社会福祉 協議会	-	要綱設置	(1) 住宅確保要配慮者又は 民間賃貸住宅の賃貸人に対 する情報の提供 (2) 民間賃貸住宅への入 居及び日常生活を営むため に必要な福祉サービスの利 用に関する住宅確保要配慮 者からの相談に応じて適切 に対応するための体制の整 備 (3) 住宅確保要配慮者に 対する賃貸住宅の供給に関 する施策と住宅確保要配慮 者の生活の安定及び向上に 関する施策との連携の推進 (4) 住宅確保要配慮者の 民間賃貸住宅への円滑な入 居の促進に関し必要な措 置 (5) 住宅セーフティネット 法による地域住宅協議会等 との情報共有その他相互の 連携 (6) 足立区住宅確保要配 慮者円滑入居賃貸住宅補 助金交付要綱に伴う補助事 業継続の審査 (7) 協議会の運営に関し必 要な事項 (8) その他設置目的を達 成するために必要な事項	都市建設部 建築室 住宅課 住宅計画係	(1)住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への円滑な入居促進 施策に関する検討 (2)お部屋さがしサポート事業 内容の検討	【課題】 設立以前から住宅あつせん 事業を行っていたが、住宅 確保要配慮者の民間賃貸住 宅への円滑な入居促進とし ては成約率が低く、成果を表 すことができなかった。 【設立経緯】 上記課題を解決するため関 係団体等と連携し、情報共 有や意見を取り入れた施策 を立ち上げるため設立。 【方向性】 まずは相談者が抱えている 問題を把握し、その解決から 入居までの寄り添ったサ ポートを行い、入居後も見守 りや相談等に応じ家主等の 不安解消を目指す。	足立区(住宅部署、福祉 部署)の事業:お部屋さ がしサポート事業	東京都宅地建物取引業 協会、全日本不動産協 会や福祉部署と連携し、 月に2回お部屋さがしサ ポート事業を実施。 令和3年4月12日に不動 産団体、保証会社と足立 区における居住支援の 連携に関する協定を締 結し、住まい探しの相談 できる体制を構築。	区のホームページ・広報 案内チラシを窓口や関係 部署に配布	足立区役所中央館 4階住宅課	R3年度から事業を実施し て相談件数308件(R7)と 多くの方から問い合わせ や相談をいただいてい る。成約件数もお部屋紹 介した約半数が入居して おり、区職員(福祉部と住 宅部)、不動産協会が頑 張ってくれている。 緊急連絡先や初期費用 の確保、残置物問題 解決の確立。多くのオー ナー、不動産店の理解、 協力を得ること。

協議会名	設立 年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理 する事業を行う管理 業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円 滑な入居の促進に資する 活動を行う者、学識経験 者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
葛飾区 居住支援協議会	2019年6月	都市整備部 調整課長、住環境整備課長 地域振興部 危機管理課長 福祉部 福祉管理課長、くらしのまるごと相談課長、高齢者支援課長、障害福祉課長 子育て支援部 子育て応援課長	東京都の指定を受けた 居住支援法人 1法人	(公社)東京都宅地建物 取引業協会葛飾区支部 (公社)全日本不動産協 会 東京都本部城東第一支部	-	(社福)葛飾区社会福祉 協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 2 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。 3 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給に関すること。 4 その他目的達成のため必要な事項に関すること。	都市整備部 住環境整備課	・住み替え相談窓口の設置 ・協議会の開催(年2回) ・セーフティネット専用住宅新規供給 ・各種助成制度の周知のためのパンフレット作成(区民向け・事業者向け) ・福祉部局との定例会の実施	住宅確保要配慮者に民間賃貸住宅への円滑な入居の促進や、対応する住宅の供給の促進等に関する事項について協議することで、区の福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに貢献する必要があったため設立	・住み替え相談 ・あんしん民間賃貸住宅補償料助成 ・家賃債務保証料助成	・常設の住み替え相談窓口を設置(R6年度より外部委託化) ・民間賃貸住宅を探す手助けとして、居住支援法 人と連携 ・相談内容に応じて福祉部局と連携	・区のホームページに掲載 ・広報誌 ・居住支援ガイドブックを窓口ににて配布	葛飾区役所3階307窓口	・協力不動産店を募集し、件数を増やすこと ・助成制度の周知と活用 ・住み替え相談時のスキーム検討 ・福祉部局との連携を強化することで、双方の相談者に対する支援が可能
江戸川区 居住支援協議会	2018年7月	福祉部 総務部 健康部	ホームネット(株) (NPO)東京ソテリア (一社)生涯現役ハウス	(公社)東京都宅地建物 取引業協会江戸川区支部 (公社)全日本不動産協 会 東京都本部江戸川支部	独立行政法人 都市再生機構 東日本賃貸住宅本部	(社福)江戸川区社会福祉協議会	-	会則設置	1.住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること 2.住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること 3.住宅確保配慮者向け賃貸住宅の供給に関すること 4.その他目的達成のために必要な事項に関すること	江戸川区 福祉部 福祉推進課	・要配慮者向け賃貸住宅相談会を年12回実施 ・SN制度等普及啓発を目的としたセミナーを年1回実施	・庁内、外部団体との連携強化 ・空き家、空き室の解消 ・住宅確保要配慮者の居住支援については、設立前から、区のそれぞれの部署で取り組みを行ってきたが、庁内、外部団体と連携し、居住支援策の拡充を図るため、居住支援協議会を設立 ・SN制度等の周知、啓発	熟年者に親切な店協議会： (公社)東京都宅地建物取引業協会江戸川区支部	協力不動産として「熟年者に親切な店」の登録をしてもらう。	・区役所窓口での案内 ・区HPでの案内	・窓口に問い合わせがあった場合に、お住いの近所の協力不動産店を紹介または一覧を配布。 ・登録協力不動産店にて独自マークを店頭に掲示し住まいの相談ができる環境を作っている。	・住まい探しに困っている高齢者に即案内ができる。 ・年に1度、統計調査により相談状況を確認できる。
八王子市 居住支援協議会	2016年2月	まちなみ整備部長 市民活動推進部長 福祉部生活福祉担当部長 まちなみ整備部 住宅政策課長 福祉部 生活自立支援課長	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会 第12ブロック八王子支部 (公社)全日本不動産協 会東京都本部多摩南支部	-	(一財) 八王子市まちづくり公社 (社福) 八王子市社会福祉協議会 八王子市民生委員児童委員協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。 4 その他目的達成のために必要な事業	八王子市 まちなみ整備部 住宅政策課 居住支援協議会担当	1. 住宅セーフティーネット住宅確保要配慮者向け住宅登録の促進 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を普及拡大する 2. 居住支援協力店の登録及び公開 協議会の趣旨に賛同し、協議会及び協議会会員と連携し住宅確保要配慮者に対し適切な支援を行う不動産店を「居住支援協力店」として登録及びホームページに公開する。さらに居住支援協力店ステッカーを登録店店頭に表示 3. 住宅確保に関する相談対応 ①住宅相談会の開催 ②事務局及び居住支援協力店を窓口とし、相談に訪れた住宅確保要配慮者に対しセーフティーネット住宅及び居住支援サービス等の情報提供及びマッチングを行う。 ・その他事務	設立経緯 市営住宅の応募倍率が高い水準で推移していることや、高齢者人口、障害者人口の増加、子育て世帯の増加等の状況があるなかで、市において住宅確保要配慮者に対して情報提供等支援をしていく場がなかった。以上の課題を解決するため、不動産関係団体等の協力が得られたため設立の運びとなった。 設立当初の課題 「あんしん住宅」、「居住支援協力店」の登録数が少ない。	居住支援協議会	1 「居住支援協力店」の登録： 協議会の趣旨に賛同し、協議会と連携し住宅確保要配慮者の相談に応じる不動産店を「居住支援協力店」として登録・公開 ※居住支援協力店登録事業（登録数37店） 2 住居確保相談会の開催： 居住支援協力店、福祉部局と連携し、休日に相談会を実施 ※令和7年度は6回実施	市のホームページ、広報に掲載	居住支援協力店として登録している不動産店をホームページで公開するとともに、独自のマークを店頭に貼付し住まいの相談がしやすい環境を作っている。 また、事務局窓口においても、住まいの場所等の実情に合わせて協力不動産店を紹介している。	1 居住支援協力店の紹介や住居確保相談会の開催により、住宅確保要配慮者の円滑な入居の相談等が可能となっている。 引き続き居住支援協力店を募集、拡大し、より相談がしやすい環境を整備する。 2 今後は居住支援法人や福祉関連の団体等と連携を図っていく。

協議会名	設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理 する事業を行う管理者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円滑な 入居の促進に資する活動を行う者、学識経験者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
立川市 居住支援協議会	2021年9月	市民生活部： 市民部長 住宅課長 福祉部： 福祉総務課長 地域福祉課長 障害福祉課長 生活福祉課長 保健医療部： 高齢政策課長	(株)こたつ生活介護 (一社)介護グループふれあい	(公社)東京都宅地建物 取引業協会第十二ブ ロック (公社)全日本不動産協 会東京都本部多摩北 支部	(独法)都市再生機構 東京都住宅供給公社	(社福)立川市社会福祉 協議会 (一財)高齢者住宅財団		会則設置	(1)住宅確保要配慮者又は 民間賃貸住宅の賃貸人に対 する情報の提供等に関する こと。 (2)住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 の促進及び居住の安定方策 に関すること。 (3)住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 を促進に関する啓発活動等 住宅市場の環境整備に関す ること。 (4)その他目的達成のため に必要な事業に関すること。	立川市市民部住宅課	・居住支援協議会運営 ・居住相談窓口「みんなの住 まいサポートたちかわ」による住宅 確保要配慮者の物件探し・同行 支援・居住支援 ・居住支援セミナーの実施 ・普及啓発パンフ・チラシの作成 と配布 ・不動産協力店の確保	・設立前から、住宅確保要配 慮者の支援は市の各部署で 行っていたが、福祉関係部 署や各種団体等と連携し、 支援を行うため、協議会を設 置した。 ・相談者の中には福祉的か つ複合的課題を抱えており、 住まいを見つめるための住 まい以外の課題解決が必要 な方がいることに加え、その 課題が多岐にわたっている ため、焦点が絞れないことが 課題である。 ・住宅確保要配慮者向けの 物件確保(不動産協力店の 確保とセーフティネット専用 住宅の増加)が課題。	居住支援協議会の事業 (市予算)： ・居住相談窓口「みんな の住まいサポートたちか わ」	毎週木曜日(年間50日) の午後に相談窓口(45分 3件分)を市役所に設置	・市のホームページに掲載 ・広報紙に不定期で掲載 ・案内チラシを市関係課 及び関係団体に設置	・居住相談窓口の相談場 所や日程については、相 談者の状況に合わせて 柔軟に対応している。 ・市内の登録不動産協力 店22店をホームページで 一覧にして公開してい る。	・市の各部署や不動産店 では対応しきれなかった 案件について、居住相談 窓口につなぐことができ る。 ・不動産協力店と斡旋物 件数をいかに増やしてい くかが課題
武蔵野市 あんしん住まい推 進協議会	2022年12月	健康福祉部長 子ども家庭部長 都市整備部長	—	(公社)東京都宅地建物 取引業協会第十一ブ ロック (公社)全日本不動産協 会東京都本部多摩東 支部	(公財)日本賃貸住宅 管理協会	大妻女子大学社会情報 学部教授 (公財)武蔵野市福祉公 社 (社福)武蔵野市社会福 祉協議会 (社福)武蔵野	—	要綱設置	(1) 住宅確保要配慮者又は 民間賃貸住宅の賃貸人に対 する情報の提供等に関する こと。 (2) 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 及び居住の安定確保の支援 に関すること。 (3) 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 を促進するための普及啓発 に関すること。 (4) 民間賃貸住宅の入居支 援に係る関係機関の連携に 関すること。 (5) その他市長が必要と認 める事項	武蔵野市都市整備部 住宅対策課	・あんしん住まい推進協議会の 運営 ・居住支援にかかる相談窓口の 設置 ・不動産協力店の確保 ・普及啓発パンフレット等の作成 及び配布 ・居住支援協議会セミナー又は 講演会等の実施	従前から賃貸住宅への入居 が困難な高齢者の支援を 行っていたが、住宅マスター プランの重点施策として、関 係団体等と連携し、住宅確 保要配慮者への入居及び居 住支援に取り組みするために設 置を行った。	武蔵野市(住宅部局)の 事業:あんしん住まい推 進事業 住宅対策課(事務局)が 通常業務の中で住まい 相談を受付	住宅探しの申請時等に 職員が事情等を聴取	・市役所窓口でパンフ レット配架 ・関係部署が作製する冊 子への掲載	窓口に問い合わせが あった場合に、協力不 動産を紹介	・関係団体が連携するこ とで一定の効果があると 考えている。 ・相談者の希望と実際の 市内物件の家賃等の乖 離が課題
三鷹市 居住支援協議会	2025年2月	健康福祉部長 子ども政策部長 都市再生部長	ホームネット(株) (NPO)グレースケア機 構	(公社)東京都宅地建 物取引業協会武蔵野 中央支部 (公社)全日本不動産 協会東京都本部多摩 東支部		三鷹市社会福祉協議会 社会福祉法人 三鷹授恵 会 社会福祉法人 東京弘済 園 東京都行政書士会武鷹 支部	—	要綱設置	(1) 住宅確保要配慮者及び 民間賃貸住宅の賃貸人に対 する情報の提供等に関する こと。 (2) 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 及び居住の安定確保の支援 に関すること。 (3) 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 を促進するための普及啓発 に関すること。 (4) 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 及び居住の安定確保の支援 に係る関係機関の連携に関 すること。 (5) その他市長が必要と認め る事項に関すること。	三鷹市都市再生部住 宅政策課 三鷹市健康福祉部高 齢者支援課	・居住支援協議会、部会開催 ・居住支援セミナー開催 ・みたか住まい探しサポート(居 住支援相談窓口) ・不動産事業者協力店の確保 ・ガイドブック作成 ・各種助成制度	【経緯】 ・住宅確保要配慮者の支援 を設立前から市の各部署で 行っていたが、セーフティ ネット法の改正で努力義務と なったことに伴い、福祉関係 部署や各種団体等と連携 し、支援を行うため、協議会 を設置した。 【課題】 ・庁内関係部署間の連携 ・住宅確保要配慮者(特に精 神障害者)向けの物件確保	居住支援協議会	毎月第1・3・5火曜日に居 住支援相談窓口を設置。 予約時に職員が事情等 を聴取	・市ホームページ、広報 に掲載 ・案内チラシを関係部 署、地域包括、関係団体 等に設置・配布	・事前予約のうえ、市民 センター内会議室等で相 談対応 ・市ホームページで協力 不動産店12店舗の一覧 を公開(令和8年4月現 在)	検討中 ・R7.10～R8.3みたか住 まい探しサポート相談件 数45件(うち賃貸借契約 に至ったもの 8件、うち 関係機関に繋いだもの 9件) ・緊急連絡先や保証人の 確保が課題になることが 多い

協議会名	設立 年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は管 理する事業を行う管理 業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円 滑な入居の促進に資する 活動を行う者、学識経験 者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
府中市 居住支援協議会	2020年7月	都市整備部(住宅課、建築指導課) 福祉保健部(地域福祉推進課、生活福祉課、高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課) 子ども家庭部 子育て応援課	ホームネット(株) (一社)ささえる手	(公社)東京都宅地建物取引業協会第十一ブロック (公社)全日本不動産協会東京都本部多摩中央支部	—	(社福)府中市社会福祉協議会 (一社)東京都建築士事務所協会南部支部 府中市民生委員児童委員協議会	—	会則設置	(1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に關すること。 (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に關すること。 (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に關する啓発活動等住宅市場の環境整備に關すること。 (4) その他目的達成のために必要な事項に關すること。	府中市都市整備部住宅課	・住まい相談窓口の設置((社福)府中市社会福祉協議会) ・不動産事業者協力店の確保 ・勉強会開催	【設立経緯】 ・設立前は市の各部署で住宅確保要配慮者の居住支援をしていたが、庁内と外部団体と連携し、更なる支援を行うため居住支援協議会を設立。 【当初課題】 ・設立当初の令和2年7月から、市住宅課に住まい相談窓口を設置して相談を受けていたが、相談者の多くが住宅だけではなく福祉の問題も抱えており、市住宅課だけでは対応できない事例が増えてきた。そのため、令和4年度から福祉的知見を有する府中市社会福祉協議会へ住まい相談窓口を移した。 【現在の課題】 ・居住支援に係る住宅部局と福祉部局の役割整理。 ・公営住宅の利活用 ・居住支援協議会の在り方	・府中市居住支援協議会の事業:勉強会の開催、不動産事業者協力店制度 ・市の委託事業:住宅セーフティネット住まい相談事業(市から府中市社会福祉協議会へ委託)	・常設の相談窓口を府中市社会福祉協議会に設置(市から委託) ・不動産事業者協力店制度(登録数 35店舗、令和8年3月31日現在)	・市のホームページに掲載 ・案内チラシを住宅部局・福祉部局、地域包括支援センター及び地域生活支援センターの窓口を設置 ・府中市社会福祉協議会窓口に配架	・府中市社会福祉協議会窓口にて相談対応(必要に応じて訪問)いる。 ・不動産事業者協力店の連絡先を一覧にしてホームページへ公開し、直接不動産事業者へ相談できるようにしている。	【効果】 ・府中市社会福祉協議会へ相談窓口を設置することにより、居住に関する課題だけではなく、福祉的な課題も並行して対応することができる。 ・居住支援法人・市内の不動産事業者協力店から不動産関連の情報を得ることができる。 ・関係機関と情報共有ができる。 【課題】 ・社会福祉協議会は福祉的知見がある一方で、住宅制度の知見が少ない。 ・民間賃貸住宅以外の居住支援については、十分に対応ができていない。
調布市 居住支援協議会	2015年12月	都市整備部:住宅課長 子ども生活部:子ども政策課長、課長 福祉健康部:生活福祉課長、高齢者支援室高齢福祉担当課長、障害福祉課長	ホームネット(株)	(公社)東京都宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会 東京都本部	東京都住宅供給公社 (公財)日本賃貸住宅管理協会 東京都支部 独立行政法人都市再生機構	(社福)調布市社会福祉協議会 調布市地域包括支援センター 調布市民生児童委員協議会	大妻女子大学 社会情報学部教授	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に關する事業 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に關する事業 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に關する啓発活動等住宅市場の環境整備に關する事業 4 その他目的達成のため必要な事業	調布市都市整備部住宅課	・仲介支援料の助成 ・債務保証料の助成 ・入居促進協力料の助成 ・調布市すまいぬくもり相談室(住宅確保要配慮者相談窓口の開設)第1・第3・第5木曜日、4組限定 ・居住支援に係る居住支援団体の講演、活動事例発表等のセミナー開催	・当初多摩地区の自治体では協議会を設置していなかったため、設立にあたり協議会の実施の把握が困難であった。 また、設立当初は施策の対象を高齢者に絞っていたが、協議を進める中で障害者やひとり親世帯についても一定のニーズがあることが判明し、担当課との連携が必要となった。 ・市の基本計画に居住支援に向けた取組みを進めることを明記しており、住宅マスタープランの中で居住支援協議会の設置を明記している。また、公営住宅を新築、増築することは財政上厳しい状況であるため、既存の民間賃貸住宅への円滑な入居支援の仕組みの構築が必要となり、協議会の設置に至る。	・調布市住宅確保要配慮者相談窓口設置事業 ・調布市居住支援協議会協力不動産店制度	・住まいぬくもり相談室(居住支援協議会構成員:ホームネット株式会社)の相談員による相談を事前予約により第1・第3・第5木曜日、4組限定で実施 ・住まいぬくもり相談室において民間賃貸住宅を探索お手伝いを必要とする方に対して物件の紹介が可能	・市のホームページに掲載(「住まいぬくもり相談室」のパンフレット、協力不動産店リスト一覧) ・市役所窓口でパンフレット配架	・事前予約のうえ、市役所内相談室で相談対応 ・協力不動産店30店舗(令和8年3月末時点)	・効果:①不動産会社の高齢者への拒否反応が薄くなった。②福祉部門と住宅部門の連携がとりやすくなった。 ・課題:①精神障害者や緊急連絡先のない方に対する物件紹介などが、困難である。②相談枠がいっぱいで、相談予約がなかなか取れない。
町田市 居住支援協議会	2019年5月	地域福祉部生活援護課長 地域福祉部障がい福祉課長 いきいき生活部高齢者支援課長 子ども生活部子ども総務課長 都市づくり部住宅課長	(社福)悠々会 (NPO)東京こうでねいと	(公社)東京都宅地建物取引業協会 町田支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部町田支部	(独法)都市再生機構 東京都住宅供給公社	(社福)町田市社会福祉協議会 (公社)町田市シルバー人材センター	—	要領設置	(1) 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅の市場動向についての情報の共有に關すること (2) 住宅確保要配慮者の円滑な入居及び安心して住み続けるための支援に關すること (3) 関係機関の連携に關すること (4) その他市長が必要であると認めた事項	町田市 都市づくり部住宅課	・居住支援協議会の開催 ・居住支援にかかる相談窓口の設置	【設立経緯】 ・不動産関係団体、居住支援関係団体と行政が連携し、住宅確保要配慮の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、情報共有を行うために町田市居住支援協議会を設立した。 【現在の課題】 ・関係機関との連携。 ・福祉部署との連携 【方向性】 ・セミナー、意見交換会等を開催し、事業の周知及び協力体制構築をはかり、相談者への支援を円滑に行える体制づくりを行う。	町田市居住支援協議会:居住支援相談窓口事業	常設の窓口を構成員である社会福祉法人に設置	・市のホームページに掲載 ・案内チラシを市の施設や構成員の窓口に設置	窓口に関合せがあった場合に、必要に応じて構成員である不動産団体を紹介	【効果】 ・住宅の窓口だけでは支援の繋がりが不十分であった福祉の支援までカバーすることができるようになった。 ・公営住宅では拾いきれない要配慮者の支援が可能となった。 【課題】 ・不動産事業者等に居住支援事業の周知や協力体制が不十分である。

協議会名	設立 年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は管 理する事業を行う管理 業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円 滑な入居の促進に資する 活動を行う者、学識経験 者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
小金井市 居住支援協議会	2022年4月	都市整備部長 地域福祉課長 自立生活支援課長 高齢福祉担当課長 地域包括支援セン ター 子育て支援課長 まちづくり推進課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会第十一ブロック (公社)全日本不動産協会東京都本部多摩中央支部	-	社会福祉法人小金井市社会福祉協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 3 民間賃貸住宅の賃貸人からの物件登録促進のための環境整備に関すること。 4 その他目的達成のために必要な事項に関すること。	まちづくり推進課	・相談窓口の委託 ・協力不動産店の確保 ・居住支援を周知・啓発するための講演会 ・居住支援法人との連携 ・他居住支援協議会との連携	住宅に関する相談が増えて いることを受け、令和4年3月に策定した小金井市住宅マスタープランの中で居住支援への取組について施策として明記し、庁内、庁外の関係する団体等と話を重ね、令和4年4月15日に協議会を設立した。 不動産関係者、福祉関係者、居住支援法人、他居住支援協議会などと連携して、居住支援事業の促進を目指す。	社会福祉法人 社会福祉協議会	業務委託で実施	チラシ・市報・HP等	1箇所	住居を探している方の相談を受け、希望条件を協力不動産店へ連絡。マッチングする物件があれば同行等を行い、成約に至るまで支援する。マッチングに至らない場合は、条件の整理又はその他手法も含めて検討する。今後も福祉関係者との連携を密にして、住宅確保要配慮者の居住支援を推進する。
小平市 居住支援協議会	2025年4月	健康福祉部長 健康福祉部福祉政策課長	ホームネット(株) (公財)日本賃貸住宅管理協会	(公社)全日本不動産協会東京都本部多摩北支部 (公社)東京都宅地建物取引業協会第十一ブロック	-	(社福)小平市社会福祉協議会	-	要領設置	1 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進支援に関すること。 2 民間賃貸住宅に関する情報の提供及び共有に関すること。 3 前2号に掲げるもののほか、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な事項に関すること。	健康福祉部福祉政策課	・居住支援協議会の運営 ・居住支援を周知・啓発するためのセミナー開催 ・相談窓口の委託 ・相談窓口の周知 ・居住支援法人との連携	【設立経緯】 不動産関係団体、居住支援団体等と連携し、住宅確保要配慮者への支援体制を構築することが求められたため設立することとなった。 【現在の課題】 協力不動産店制度の整備と獲得。	小平市健康福祉部福祉政策課	(社福)小平市社会福祉協議会へ業務委託し、「住まいの相談会」を毎週水曜日実施。	チラシ・市報・HP等	福祉会館内の会議室に相談窓口を設置して対応。事前予約制。	【効果】 ・居住支援法人から不動産関連の情報を得ることができる。 ・住宅の紹介だけでなく、住まいを継続するための生活全般の根本的な支援を行うことができる。 【課題】 ・相談者の希望や条件に合った住宅が必ずしも見つかるわけではなく、マッチングできないケースがある。
日野市 居住支援協議会	2017年3月	健康福祉部長 まちづくり部長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会南多摩支部 (公社)全日本不動産協会多摩南支部	(NPO)日本地主家主協会 (独法)都市再生機構東日本賃貸住宅本部	(社福)日野市社会福祉協議会 日野市地域包括支援センター代表 学識経験者 東洋大学ライフデザイン学部教授 (社福)創隣会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する事業 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する事業 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関する事業 4 前3号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事業	まちづくり部 都市計画課	・相談窓口の設置 毎週木曜日に要配慮者向け相談窓口として「あんしん住まいる日野」を設置し、要配慮者の相談を受け付け、不動産協力店を通じて転居先の確保を行うことや、本人の状況に合わせた生活支援を行う。 ＜相談期間＞ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの毎週木曜日(祝日除く) ＜相談時間＞ 指定する時間で1日4回、個別相談を行う。 ・見守り機器設置事業 独居かつ高齢者などの希望者にハローライトを設置を行う事業。	・住宅に困窮している住宅確保要配慮者数及び課題の把握 ・不動産協会及び福祉事業者との連携方法	居住支援協議会としての事業	毎週木曜日の午後14時に相談窓口を市役所に設置	市のホームページに掲載 定期的に発行する広報紙で案内 案内チラシを窓口や構成員、不動産店に配布し備え付け 福祉関係者(ケアマネ、民生委員など)に対して訪問、説明を実施	原則相談窓口で受け付け	内部に制度が浸透し、用配慮者の居住の安定につながっている。生活困窮者自立支援法との整理などが課題。
狛江市 居住支援協議会	2019年5月	福祉政策課長 福祉相談課長 高齢障がい課長 子ども若者政策課長 まちづくり事業課長	(公財)日本賃貸住宅管理協会東京都支部 ホームネット(株)	(公社)東京都宅地建物取引業協会第十一ブロック(調布狛江支部) (公社)全日本不動産協会東京都本部多摩東支部	(NPO)日本地主家主協会 (独法)都市再生機構東京都住宅供給公社	狛江市地域包括支援センター 狛江市社会福祉協議会 狛江市民生委員・児童委員協議会 狛江市町会・自治会連合会 聖徳大学 心理・福祉学部 社会福祉学科准教授 大妻女子大学社会情報学部 社会情報学科 環境情報学専攻教授	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。 4 その他目的達成のために必要な事業	狛江市都市建設部 まちづくり事業課 狛江市福祉保健部 福祉政策課	【住まい探しの相談窓口】 毎月第1火曜日に要配慮者向け相談窓口を設置し、要配慮者の相談を受け付け、不動産協力店を通じて転居先の確保を行うことや、本人の状況に合わせた相談を行う。 ＜相談期間＞ 令和7年度中の毎月第1火曜日 ＜相談時間＞ 毎月第1火曜日の①10時から10時30分②10時45分から11時15分③11時30分から12時の3回	・住宅確保要配慮者が自力では適切な住宅を確保することが困難であることや、賃貸人が近隣トラブルや孤独死などの不安により賃貸物件に対する入居をためらう場面が生じている。狛江市においては、市・不動産関係団体・居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、支援を実施する組織として住宅セーフティネットに基づき設立する運びとなった。 ・構成団体の連携のもとで取組みを協議・調整し、居住支援の実施につなげることを目的とする。	住まい探しの相談は、狛江市居住支援協議会が(NPO)日本地主家主協会に委託をして実施している。 事業実施主体は狛江市居住支援協議会。	業務委託締結先の(NPO)日本地主家主協会が市役所にて月に1回の相談を実施(3枠)、相談の事前受付は福祉担当部署にて行う。	市報に定期的に掲載	相談については、業務委託締結先の(NPO)日本地主家主協会が請け負っており、また、紹介物件は協会を窓口として紹介している。	物件の紹介以前の居住に関する相談が多い。

協議会名	設立 年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は管 理する事業を行う管理 業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円 滑な入居の促進に資する 活動を行う者、学識経験 者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
多摩市居住支援 協議会	2017年5月	都市整備部長 健康福祉部長	(NPO)コレクティブハウ ジング社	(公社)東京都宅地建物 取引業協会 第十二 ブロック (公社)全日本不動産 協会東京都本部多摩 南支部	(独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 東京都住宅供給公社	(社福)多摩市社会福祉 協議会	東京都	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は 民間賃貸住宅及び公的賃 貸住宅の賃貸人に対する情 報の提供等の支援に関する こと。 2 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅又は公的賃貸住 宅への円滑な入居の促進及 び居住の安定方策に関する こと。 3 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅又は公的賃貸住 宅への円滑な入居の促進に 関する啓発活動及び民間賃 貸住宅又は公的賃貸住宅の 賃貸人からの物件提供促進 のための環境整備に関する こと。 4 その他目的達成のために 必要な事項に関すること。	多摩市 都市整備部 都市計画課 健康福祉部 生活福 祉課	・居住支援相談窓口の運営を、 委託により実施。 ・お部屋探しサポート協力店制 度を実施。登録している協力店 と相談窓口が連携して部屋探し を実施。 ・家主・不動産事業者・福祉関 係団体・居住支援法人を対象に 住宅セーフティネット制度の普 及啓発、住宅確保要配慮者の 受入れに関する理解を深めるた めのセミナー開催 ・居住支援の必要性や本協議会 の設立や取組み内容などを掲 載した啓発用パンフレットを作成 ・多摩市社会福祉協議会が実施 する相談事業において、住宅確 保要配慮者の希望がある場合 に、不動産管理関係団体等より 相談員を派遣する。	【設立経緯】 ・第三次住宅マスタープラン にて、ストックを活用した住替 え支援として、(仮称)住替 え・居住支援協議会設立が 重点施策として位置づけら れた。また、住宅セーフティ ネット法による住宅確保要配 慮者への配慮が必須である ことから、居住支援協議会の 機能と併せることとなった。 令和3年度より会則制の任意 団体に移行した。 【当初課題】 ・準備会で協議された会則 及び要綱の整理 ・住替え支援の具体的内 容。 ・住替えと居住支援の考え方の 整理。 ・今後の事務局運営につい て、事務局は市が担当し、将 來的に協議会を任意の団体 へ移行又は引き続き市の設 置機関として事業運営する か協議会の検討事項とした。 【現在の課題】 ・各業界からの会への参加 ・必要な事業の選定	居住支援協議会(市予 算)	駅前の施設内に常設。 必要に応じて生活困窮 者自立支援事業の相談 窓口と連携し、総合的な 支援を実施。	市広報紙に定期掲載。 市ホームページに掲載。	常設の窓口のほか、社会 福祉協議会が実施する 福祉相談の場に、希望に より相談員を派遣する。	生活困窮者自立支援事 業の窓口に併設し、同じ 事業者に委託しているの で、生活支援と入居支援 を総合的に行えている。
あきる野市 居住支援協議会	2023年5月	健康福祉部 生活福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 こども家庭部 こども政策課	—	(公社)東京都宅地建物 取引業協会 第十二ブ ロック (公社)全日本不動産協 会東京都本部多摩西 支部	—	(社福)あきる野市社会福 祉協議会 あきる野市地域包括支援 センター あきる野市民生児童委員 協議会 あきる野市障がい者基幹 相談支援センター	—	要綱設置	(1) 住宅確保要配慮者又は 民間賃貸住宅の賃貸人に対 する情報の提供等に関する こと。 (2) 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 の促進及び居住の安定方策 に関すること。 (3) 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 の促進に関する啓発活動等 住宅市場の環境整備に関す ること。 (4) その他市長が必要と認 める事項に関すること。	都市整備部 住宅政策課 健康福祉部 福祉総務課	・居住支援協議会運営 ・居住支援に係る普及啓発活動 ・住宅確保要配慮者に対する支 援(相談窓口、物件探し、福祉 支援調整 等)	【設置経緯】 住宅確保要配慮者の居住の 安定確保のため、地域の実 情に応じた支援体制を整備 する必要があり、その協議を 行うため。 【現在の課題】 住宅部局と福祉部局との情 報共有と連携強化。	・住まいに関する相談 都市整備部 住宅政策課 ・生活相談 福祉事務所担当各課	【居住相談窓口】 「住まいサポートあきる 野」を設置し、業務委託 により毎週火曜日に居住 相談を実施。 【相談時間】 1日4回(1回60分)	・市のHP及び広報に掲 載 ・案内チラシやガイドブッ クを作成し、関係各所へ 配布	居住相談窓口の受付に ついては住宅政策課で 対応。	【効果】 居住相談窓口を設置した ことにより、住まい探しだ けではなく、福祉的な面 も同時にサポートすること ができるようになった。 【課題】 ・物件紹介前に、解決し なければならない問題を 抱える相談者が多い。 ・相談者の希望や条件に 合った住宅が見つから ず、マッチングが進まな い。

協議会名	設立 年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は管 理する事業を行う管理 業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円 滑な入居の促進に資する 活動を行う者、学識経験 者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
西東京市 居住支援協議会	2020年7月	まちづくり部住宅課 総務部 危機管理課 健康福祉部 地域共生課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 子ども若者部 子ども若者応援課 生活文化スポーツ部 文化振興課 協働コミュニティ課	ホームネット(株) (一社)ささえる手	(公社)東京都宅地建物 取引業協会第十一ブ ロック (公社)全日本不動産協 会東京都本部多摩北 支部	(一社)全国保証機構 (特非)空家・空地管理 センター	東洋大学福祉社会デザ イン学部教授 (社福)西東京市社会福 祉協議会	－	要綱設置	(1)住宅確保要配慮者又は 民間賃貸住宅の賃貸人に対 する情報の提供等に関する こと。 (2)住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 及び居住の安定確保の支援 に関すること。 (3)住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 を促進するための普及啓発 に関すること。 (4)関係機関の連携に関す ること。 (5)その他市長が必要と認 める事項に関すること。	西東京市まちづくり部 住宅課	・居住支援協議会運営 ・住宅確保要配慮者の物件探 し・同行支援・居住支援・家主交 渉 ・居住支援セミナーの実施 ・居住支援に係る普及啓発活動 ・住宅確保要配慮者への助成金 交付 ・専用住宅への家賃低廉化補 助、住宅改修費の助成金交付	【設立経緯】 住宅だけの問題に留まら ず、日常の生活支援も必要 とする世帯が多く存在するこ とから、住宅の確保と生活サ ポートを複合的に網羅するこ とができる組織体の必要性を 認識し、様々な団体等と情 報連携等を行う居住支援協 議会を設置した。 【現在の課題】 ・高額家賃や家賃滞納によ る強制退去で引っ越しが必 要だが、敷金・礼金などの初 期費用を用意することができ ない方が増加傾向。 ・親族や知人のいない単身 高齢者世帯が増加しており、 緊急連絡先の確保が難し い。 ・不動産会社は高齢者や障 害者に対する不安感が強 く、最初の相談で住宅確保 要配慮者の入居を断られて しまう。	西東京市まちづくり部住 宅課	住宅探しの申請時等に 職員が事情等の聞き取り を実施。(都営住宅の相 談も含む)	日を決めて実施するわけ ではない(常設)。 チラシ・市報・HP	1箇所(住宅課のみ)	・相談を受け、健康福祉 部等と連携するべきと判 断した場合は、関係部署 へ連絡し相談しながら進 める。 ・健康福祉部とまちづくり 部が別庁舎になるため、 市民に移動をお願いす ることがある。(バス利用) 各相談窓口が近くにある ことが望ましい。 ・福祉部局と住宅部局 で、業務内容の線引きが 難しい。